

【講義②】

権利擁護支援の理解

◆講師

日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター

副センター長 青木 佳史 氏

権利擁護支援の理解

弁護士 青木佳史
(日弁連 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長)

1

権利擁護の支援とは？

2

「権利擁護」の支援とは

さまざまなニュアンスと射程範囲で使われてきた

一応の整理をしてみると(私見)・・・

A (主体の限定なく)当事者の尊厳と権利を保障するための支援や制度改善のこと(広義の権利擁護)

B 判断能力が十全でない当事者(特に高齢者・障がい者)の尊厳や権利を保障するための支援や制度改善のこと(狭義の権利擁護)

C 福祉サービスの契約化に伴い導入された各種制度のこと(たとえば、成年後見制度、虐待対応、苦情解決制度、第三者評価など)

定義例

「判断能力の不十分な人々
または
判断能力があっても従属的な立場におかれて
いる人々
の立場に立って、
それらの人々の権利行使を擁護し、
ニーズの実現を支援すること」

(秋元美世・平田厚著
『社会福祉と権利擁護』(2015年有斐閣アルマ)

包括的な「権利擁護」の用法例(日弁連)

高齢者・障害のある人が、
国際人権規約や各国際準則、憲法25条・同13条の
要請を受けた

個人の尊厳と自己決定の尊重された生存権保障の
ため、

必要かつ適切な福祉・医療サービス、財産管理、所
得保障、居住の確保、就労支援、社会参加など生活
支援全般について、

各種の社会資源を主体的に利用することのできるた
めの利用者支援のあり方とその基盤整備の総体。

(日弁連:『第44回人権擁護大会 第2分科会基調報告書』より)

5

もう少し平易にすると・・・

高齢者・障がい者等何らかの支援を要する者に
つき、社会の一員として、地域で普通に生活を送
ることができるために、

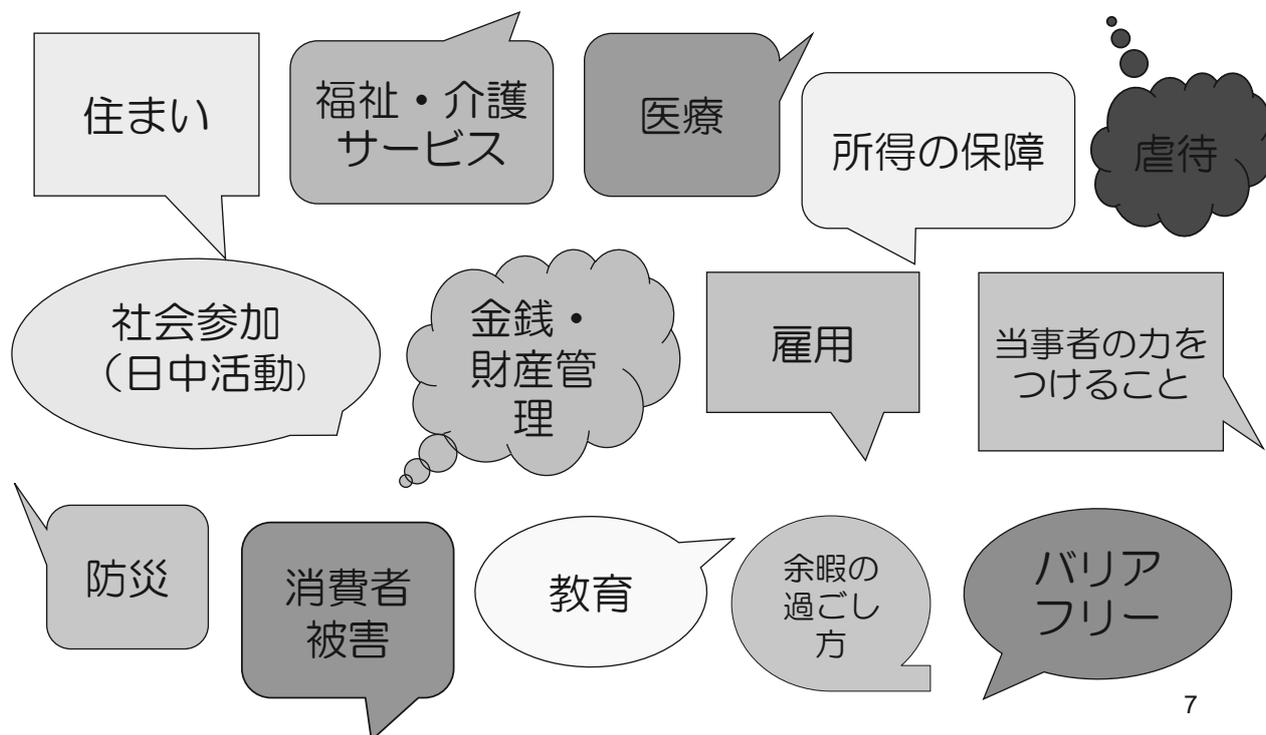
必要な日常生活上、社会生活上の様々な課題に
ついて、

個人の尊厳確保や自己決定の尊重された権利
の行使という観点から、

個別に、あるいは、制度的に保障をしていくため
の利用者支援や基盤整備のあり方

6

日常生活・社会生活を自分らしく送るには・・・
生活全般についての様々な支援が不可欠



本来、権利擁護の支援は、判断能力が十全であるかどうかには限定されない広範囲なニーズに及ぶもの

例えば、

- ✓ 生活困窮者への支援
- ✓ 複合的課題のある世帯への支援
- ✓ アルコール等依存症の人への支援
- ✓ 罪を犯した高齢者・障がい者への支援
- ✓ 被虐待児と両親への支援
- ✓ 路上生活者への支援

など 8

判断能力に着目した「権利擁護」の用法

判断能力が十全でない当事者について、尊厳確保や自己決定の尊重に基づき権利を保障するための支援や制度改善のこと

- 判断能力が十分でないことから、日常生活をその人らしく送ることができなくなった場面
- 判断能力が十分でないことから、必要な制度を利用できなかったり、権利を行使できなくなった場面
- 判断能力が十分でないことに乗じて、虐待や搾取を受けたり、騙されたり、刑事事件に巻き込まれる場面

9

制度としての「権利擁護」の用法

福祉サービスの契約化に伴って制度化されたものを念頭に整理されている(制度からみたアプローチ)

- ① 成年後見制度による契約締結の支援とサービス提供内容についてのモニタリングや日常生活自立支援事業による契約の支援と見守り
- ② 高齢者・障害者虐待防止法に基づく虐待対応のスキーム
- ③ 苦情解決の第三者機関(社会福祉法、介護保険法)
第三者委員制度／運営適正化委員会／国保連苦情処理委員会
といった苦情解決システムの導入
※ 施設オンブズマン制度(法的根拠はないが任意の取り組み)
- ④ サービス提供の質の向上－事業者情報の開示と第三者サービス評価等によるサービスチェック

10

成年後見制度 利用促進基本計画 と 権利擁護の支援

11

利用促進法と「権利擁護」

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

目的

=

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うこと(権利擁護の支援)

手段

=

成年後見制度はその重要な手段

12

権利擁護支援と成年後見制度

～第二期 基本計画では～

- 権利擁護支援を次のように定義

「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るといった目的を実現するための支援活動」

「権利擁護支援の中でも 重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。」

13

権利擁護支援と成年後見制度

～第二期 基本計画では～

- 地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである。
- 一方、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。

14

権利擁護支援と成年後見制度

～第二期 基本計画では～

- また、その利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。
このネットワークは、他の様々な支援・活動のネットワークと連動しながら、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことによって、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。
- したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。

15

権利擁護支援と成年後見制度

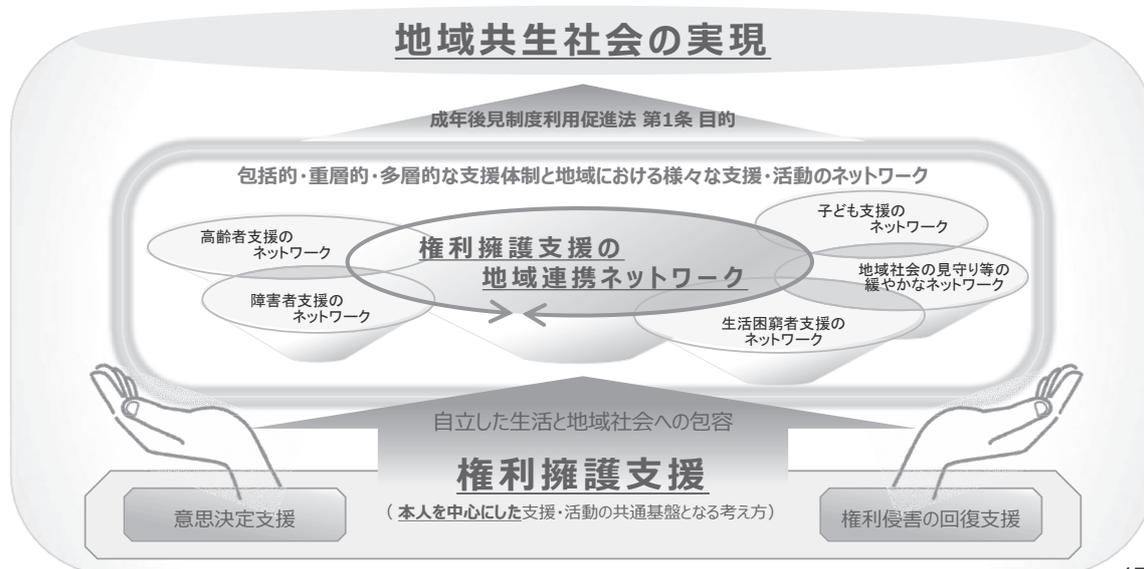
～第二期 基本計画では～

以上のように、第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする

16

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



17

権利擁護の支援 における重要な視点

18

ある支援者の間でこんなやりとりが・・・

- 独り暮らしで、最近、騙されたり、近所を彷徨うようになって心配なので、もう施設に入所してもらおうことが安心かしら。
- 長年精神科病院にいた障がい者が、アパートを借りて一人暮らしをしたいというが、何かあったら心配なので、無理をしない方がいいですね。
- 面会の時に、何かしたいことはないか、何か不満はないかと尋ねても、何も出てこないの、周りが決めるしか仕方がないか。

19

権利擁護における重要な視点 ①

「地域で自分らしく安心して暮らす権利」の保障

どんな障害のある人も地域で暮らすことが、人権として保障されなければならない

(憲法13条、14条、22条、25条、国際人権規約、障害者権利条約19条)

20

人は社会的な存在

自分が暮らしている場所で、様々な人と交わり、活動に参加している。これらを通して、人は自己を実現している。

普段、人は、自分がどこで暮らすかということ意識することなく生活している。

しかし、入院、入所するなど社会から切り離されて生活しなければならなくなると、そのことが重要であることが意識される。

21

どこでどのように暮らすか、そこで自分らしく生きていくこと、それは誰にとってもかけがえのないこと。

人にとって、自己決定することの中でも、最も重要なもの。その人の尊厳そのものに強く結びついている。

憲法13条の個人の尊厳・幸福追求権の中核であり、憲法14条により誰にも平等に保障されている基本的人権



「地域で自分らしく暮らす」ことが
水や空気のように当たり前である社会

このことを実現することこそが、権利擁護の支援の目的であり、それに向けて福祉・介護・医療をはじめとした様々な支援がなされること

22

日本国憲法

13条 すべて国民は、個人として尊重される自由や幸福追求に対する国民の権利は、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

14条 すべて国民は、法の下に平等であって、差別されない

22条 何人も居住・移転の自由を有する

25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

23

障害者権利条約第19条

第19条 自律した生活及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由を有しつつ地域社会で生活する平等の権利を認める。

締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。
(以下、略)

24

障害者基本法第3条(H23.8.6施行)

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

25

地域生活を困難とする諸事情

- 住まいの確保が難しいために施設に頼らざるをえない
- 介護や福祉サービス資源が不十分で支えきれない
- 在宅での適切な医療サービスが提供できない
- 経済的事情から地域生活を断念せざるをえない
- 家族の抱える事情から諦めざるをえない
- 地域社会の無理解から地域で暮らしづらい
- 地域で暮らす高齢者や障がい者を狙う消費者被害
- 災害時に優先的に避難確保がされる準備がない

等々

26

権利擁護における重要な視点 ②

自律(「本人中心」)した生活を実現すること

「自分のことは自分なしでは決められない」
(nothing about us, without us !)

当事者に何が必要かは、その当事者が一番よくわかっている。

「人は自分の生き方を自分で決めていい」 = 自律

当事者の「個人の尊厳」の確立のために、当事者の「自律 = 自己決定・自己選択」とこれを保障するための支援を求めるもの

27

これまでの支援は、ややもすると、

医療や福祉を提供する側や家族や地域等の保護的視点によって、本人に「客観的に必要」とされるものは何かによって提供されてきた。

その結果、多くの当事者は、入所施設や病院等の保護の下に置かれ、あるいは丸抱えの家族介護によって、主体性を失い、依存的にならざるをえない傾向があった。

これに対する反省が当事者から強く提起されてきた。

28

長年の家族との生活や施設・病院における生活は、認知症や知的障害・精神障害等があることを理由に、本人が意思を表示する機会を奪われ、諦め、その力もなくしている。

他の生活のありようについての情報も、イメージも、体験もない中で、新しい生活への意欲を引き出すことが必要。

そういった力をつける(取りもどす)ための関わり(エンパワメント)が不可欠の前提であり、それ抜きの権利擁護の支援はありえない。

そのための基本的姿勢と技術をいかに確保するか。



「自律」に向けた意思決定支援の重要性 29

障害者権利条約12条「法的能力」の提起

代理による支援から意思決定の支援への転換

権利条約12条は、行為能力の制限を否定し、代理・代行決定から、支援付き意思決定の仕組みへのパラダイム・シフトを求めている。

最近の国連審査や一般意見草案の状況からは、代行・代理決定の仕組みを否定する趣旨も見受けられる。

少なくとも、代行・代理決定権者に対し、あくまで本人の意向を重視し、まずは本人の意思決定の支援による決定を行う、という明確な規範を設けること。

その上で、なお必要なラスト・リゾートとしての代行・代理決定とすることが許容できる。

30

権利擁護における重要な視点 ③

当事者と支援者との特殊な関係性の自覚と配慮をすること

たとえ契約制度になっても、当事者（利用者）と支援者（事業者）とは、本質的に対等にはなれない関係性にあることへの自覚



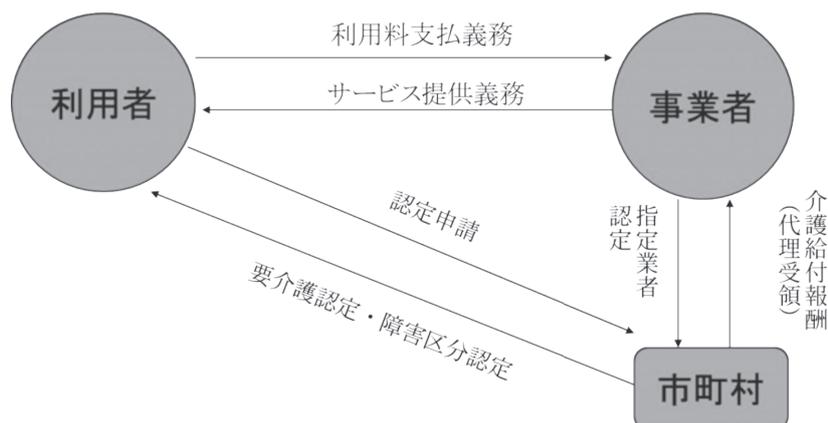
当事者と支援者との対等性を確保するための権利擁護の必要性

31

新しい福祉サービスの利用関係

社会福祉基礎構造改革の方向性に基づき、福祉サービスの利用方法は、「措置制度」から「契約」へと大きく転換することになった。

- ・ 介護保険制度（2000年）
- ・ 支援費制度（2003年）→障害者自立支援法（2006年）→障害者総合支援法（2013）



32

契約制度への移行による権利義務関係の変化

契約となることにより、利用者と事業者と権利関係はより明確になる、とされた。

契約の過程を通じて、利用者の選択や自己決定が尊重され、利用者と事業者との対等性が確保されることで、利用者本位のサービス提供となることが期待される、とされた。

しかし、現実には???

そもそも、それはサービス利用の本質に照らしてどうなのだろうか？

33

現実には、利用者と事業者との対等性の確保が契約制度になっただけでは実現できない。

なぜなら・・・

- ① 福祉サービスについての情報や評価能力の圧倒的な偏り
- ② 福祉サービスの選択の余地が限られている
- ③ 利用者は福祉サービスを受けなければ生活できない
- ④ 認知症等で判断能力や契約締結能力が十分ではないし、自らサービスをチェックする能力も十分ではない。

といった事情から、情報処理能力、情報収集量、判断力、選択可能性に圧倒的な差があるため、実際には、事業者と利用者の対等性が、契約制度からだけで実現することはない。

34

さらにより重要なことは、
利用者(当事者)は、サービス提供者(支援者)と対
等な関係にたちにくい本質的な制約がある

生存に関わるサービス(支援)の受け手であ
ることからくる本質的な関係性

「おそれ」

「自己
抑制」

「あきらめ」

35

サービス提供者
の専門職としての
価値観による

「利益」

「保護」

「安全」

の発想

利用者本人の人
間としての

個人の

「自由」

「尊厳」

「生き方

の選択」

緊張関係

36

利用者と事業者との 対等性を確保するために…

実質的な対等確保のための権利擁護の
仕組みが必要



様々な利用者支援のための仕組みと実
践をいかに展開できるか

37

実質的対等をはかるための仕組み

- サービス提供の質の向上－事業者情報の開示と第三者サービス評価等によるサービスチェック
- 苦情解決の第三者機関(第三者委員制度、運営適正化委員会、国保連苦情処理委員会)の活用、あるいはオンブズマン制度による苦情解決システムの導入
- 成年後見制度等による当事者のエンパワメントと代弁(アドボカシー)による契約締結の支援とサービス提供内容についてのモニタリング

38

高齢者・障害者の 権利擁護支援の実際

39

判断能力が十分でないことから、日常生活をその人らしく送ることができなくなった場面

1 日常的な意思決定支援の関わり

※ 相談支援事業として
地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等

※ サービス提供事業所として
介護支援専門員、介護職員、障害福祉職員等

※ 医療従事者として
医師、看護師、医療ソーシャルワーカー(MSW)、
精神保健福祉士(PSW)等

40

福祉・医療現場における本人の日常的な意思決定支援の実践に向けて

◆「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(厚労省)2017.3

◆「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(厚労省)2018.6

◆「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」(厚労省)2018.3

41

判断能力が十分でないことから、日常生活をその人らしく送ることができなくなった場面

2 日常生活自立支援事業の支援

本人との契約に基づき、各市町村の社会福祉協議会等の実施する福祉サービス利用支援や日常的な金銭管理、通帳類等の預かりについての支援サービスのこと(根拠は社会福祉法)

※ 成年後見制度と具体的な役割の違いは

- 利用するには本人に契約締結能力が必要
- 高額な財産の保管は困難
- 本人を代理して契約等を行うことは原則としてしない

42

判断能力が十分でないことから、日常生活をその人らしく送ることができなくなった場面

2 日常生活自立支援事業の支援

- ✓ 本人の一定の判断能力があること
- ✓ 支援計画を立てることができること
- ✓ 高額又は複雑な財産、未整理の債務等がないこと
- ✓ 親族・知人関係のトラブルがないこと

などの場合に利用をはかる

日常生活自立支援事業⇒判断能力低下⇒法定後見制度ということも視野に

43

判断能力が十分でないことから、必要な制度を利用できなかつたり、金銭管理や契約等の権利行使が一人ではできなくなった場面

3 成年後見制度の活用 別講義で詳述

判断能力が十分でないことに乗じて、虐待・搾取をされたり、騙されたり、触法行為をしてしまう場面

4 都道府県・市町村等による高齢者・障害者虐待対応

5 消費者被害の救済

6 触法障がい者・高齢者の刑事弁護・福祉的支援

44

《事例1》 高齢者虐待について

男性Bさんは83歳のひとり暮らし。同じ市内に一人息子C(55歳)がいて、頻繁に通ってくる。どうも息子は最近リストラにあい無職で収入もなく、Bさんの年金をあてに生活をしているようだ。

Bさんは、半年前、脳梗塞で倒れ、そのころから、Cが年金を管理することになったが、Cは入院費用も滞納し、退院して自宅に戻ってからも、介護サービスの利用料を滞納ぎみで、最近はほとんど利用も断ってくる。必要な通院もできていない。

最近訪問したら、コンビニのおにぎりの包みが枕元にあっただくらいであまり食べていない様子で、衰弱もしている。Bさんの意思は、脳梗塞の後遺症からはっきりしない。 45

各虐待防止法の成立に至る経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年11月1日

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布

平成23年6月24日

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」公布 46

高齢者虐待防止法—H18年4月施行 障害者虐待防止法—H24年10月施行

- 都道府県・市町村・労働関係行政を動かす根拠法ができたことの大きな意義と効果
- 都道府県、市町村研修やマニュアル等に基づく実践により、各市町村における早期発見と対応のスキーム(しくみ)の確立が進められてきている(ただし、地域格差が大きい)。
- 各地域の事業者等の支援の現場においても、これに基づく対応体制が求められている。
- 対象範囲や対応スキームについては、不十分さは残しており、今後の見直しも課題

47

虐待防止法の基本理念と意義

- 本人の権利・利益の擁護が目的。虐待者の処罰や排除をするものではない(目的 第1条)。必要な範囲で養護者の支援もはかる。
- 家庭(養護者)、施設等従事者、(障害者については)使用者における虐待の通報義務と対応のスキームを定めた。
- 都道府県と市町村、そして(障害者については)労働行政に、虐待対応の責務があることを明らかにした。
- 都道府県と市町村、(障がい者については)労働機関に様々な権限と責務を定めた。
- 虐待のおそれを発見した者に通報義務を課し、民間協力団体に早期発見の協力義務を負わせた
- 「養護者」への支援の必要性と市町村の責務を明確にした

48

各虐待防止法制の対象範囲

○虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

所在場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>			
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設	障害児施設等	相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援(都道府県)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	改正児童福祉法 ・適切な権限行使(都道府県)	障害者虐待防止法 ※障害児相談支援事業所については、障害者虐待防止法の省令で規定された ・適切な権限行使(都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置(施設長)	
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)			— 特定疾病40歳以上の若年高齢者	【20歳まで】	—		
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援(市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使(都道府県市町村)	—	—		

虐待対応における市町村の責務

- 各虐待防止法は、市町村が第一義的に責任を持つことを規定している
- 市町村が適切な権限行使をせず、各虐待の対応を放置した結果、本人の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性がある。

在宅(養護者)の虐待対応－市町村の権限・責務

- ① 通報窓口の設置と周知(早期発見の態勢整備)
- ② 市町村の責任における事実確認、安全確認
- ③ 虐待・安全確認ができない場合の立入調査権限
- ④ 市町村と関係協力機関の個別ケース会議による虐待対応計画の作成
- ⑤ 本人と養護者への相談、指導、助言

51

在宅(養護者)の虐待対応－市町村の権限・責務

- ⑥ 「やむをえない事由による措置」の権限行使
- ⑦ 居室の確保
- ⑧ 面会制限
- ⑨ 成年後見開始審判の市町村長申立
- ⑩ 養護者の支援

52

どのようなことが虐待になるか

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄(ネグレクト)
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

※ 厚労省「市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援について」(以下、「国高齢者マニュアル」という。)のp8～p12)や同「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」(以下、国障害者マニュアル、という。)のp8～p16の具体的例を参照

高齢者と障害者間で、また、養護者・施設従事者・使用者間で、場面やポイントに特徴があることに留意する。

53

身体的虐待

- ① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
- ② 本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為
- ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障がい者を乱暴に取り扱う行為
- ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

54

身体的虐待

【具体的な例】

- ✓ 平手打ちする、殴る、蹴る
- ✓ 壁に叩きつける、つねる
- ✓ 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- ✓ やけど・打撲させる
- ✓ 柱や椅子やベッドに縛り付ける
- ✓ 医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する
など

55

身体拘束の原則禁止

障害者虐待防止法では、身体的虐待の一つに、「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」が明示された。

高齢者虐待防止法の明文にはなかった
特に、障害者虐待では不当な身体拘束が切実な問題であるから

ただし、高齢者虐待においても、明文はないが、解釈上、また、介護保険指定基準上、ここに含まれることは明らかである。

本人の特性を十分理解しないまま、現象的な行動だけをとらえて、それを抑制しようとして、安易に、部屋に閉じ込めたり、身体を抑えついたり、服薬させたりすることが数々の権利侵害を生んできた。

56

身体拘束の「正当な理由」

以下の三要件の「全て」を満たすこと

1 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2 非代替性

身体拘束以外に代替する対応方法がないこと

3 一時性

身体拘束は一時的なものであること

※ これらの判断は施設全体でし、職員個人やチームで判断しない

※ 本人はもちろん家族などに十分な説明を行うこと

※ 目的、方法、時間、期間などを明示して、そのことを記録すること

57

重要なのは原則禁止の立場の実践

いかに身体拘束をしないための現場での取組を行っているかであり、形式的な例外適用に該当するかを吟味することではない。

したがって、まずは、拘束をしないですむために、どのような専門性をもった対応を実現できるかが肝要である。在宅においてもそれは全く同様。

その上での例外規定の遵守を行うという視点。

例外規定についての形式的な要件、手続きを遵守しているかどうかだけで、みないようにするのが大切である。

58

性的虐待とは

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

【具体的な例】

- ✓ 性交、性器への接触
- ✓ 性的行為を強要する
- ✓ 裸にする、キスする
- ✓ わいせつな言葉をかける
- ✓ 排泄の失敗に懲罰的に下半身を裸にして放置
- ✓ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする
- ✓ 性器を写真にとる
- ✓ わいせつな映像や写真を送る

59
など

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ✓ 「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を浴びせる。
- ✓ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ✓ 仲間に入れない、子ども扱いする。
- ✓ 一人だけ特別な服や帽子をつけさせるなど、人格をおとしめるような扱いをする。
- ✓ 話しかけているのに意図的に無視する

など
60

介護・世話の放棄・放任

- ① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、障がい者の生活環境や、障がい者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
- ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障がい者が必要とする医療や福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する
- ③ 同居人等による障がい者虐待と同様の行為を放置する

61

介護・世話の放棄・放任

【具体的な例】

- ✓ 食事や水分を十分に与えないで空腹状態が長時間続いたり、栄養失調や脱水症状の状態にある
- ✓ 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- ✓ あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける
- ✓ 排泄の介助をしないことで衛生状態が悪化している
- ✓ ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活
- ✓ 病気や事故でけがをしても病院に連れて行かない
- ✓ 学校に行かせない
- ✓ 必要な福祉サービスを受けさせない・制限する など

62

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ✓ 年金や賃金を搾取する
- ✓ 本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分する・運用する・施設等へ寄付する
- ✓ 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
- ✓ 本人の同意なしに年金等を管理して渡さないなど

63

経済的虐待の判断の留意点

- あくまで判断基準は、本人の収入や資産が、本人のニーズや利益のために、あるいは本人の希望に従って、使われているかどうか。
- それが、これまで世帯全体の家計費の一部を構成してきたとしても、まずは本人のニーズと意思に基づき使われ、その余について本人の明確な意思で家族のために使われているかどうか。(通常はそのようなことを確認しないままである)。
- また、これまでは家計費の一部であったとしても、その後の心身の状態の変化により、本人のために費消すべき必要が高くなった場合には、それが優先されなければならない。
- 従来経過や他の家族の必要性が優先することはない。

64

虐待をとらえる視点

“家族の問題だから、あまり立入できないのではないかしら”

“これまで親子（夫婦）でいろいろあったみたいだから、家族さんばかりが悪いとはいえないし”

“家族さんも一生懸命にがんばってきたんだから”

“命に別状はないようだから、それ以上とやかくいえないし”

“これで家族さんとの関係が悪化すると、サービスを打ち切られるかもしれないし”

こうして多くのケースが見過ごされてきた…

65

迷ったとき……

虐待の問題を、家族トラブルの問題ではなく

権利擁護の課題

と捉えて、動くことができるかどうか。

- 本人が自らの権利を守ることができない以上、家庭内であろうが、施設の同業者であろうが、何らかの公的な介入が必要である
- 家族（養護者）を排除するのではなく、その課題も支援することで、本人の権利を守る
- 介護事業所の経営の事情や、普段の現場支援の不十分さを理由に、本人の権利を見過ごすことはできない

66

虐待のとらえ方（国高齢者マニュアルより）

広い意味での高齢者虐待を

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

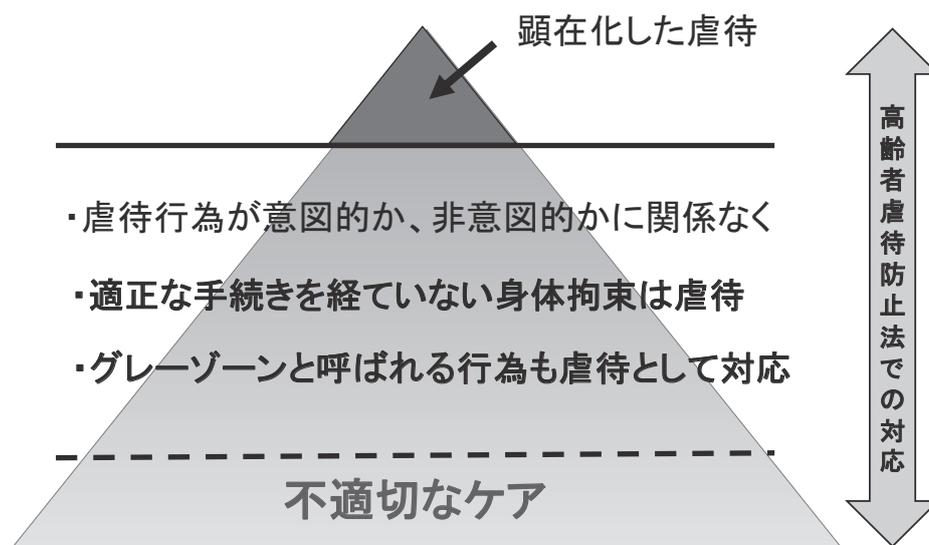
と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したもの



市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要がある。

67

「高齢者虐待防止法」の対象範囲



（柴尾慶次氏（特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長）が作成した資料（2003）をもとに作成）

認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13を参考に作成

68

公的機関の早期発見義務

虐待防止法は、まずは、虐待を早期に発見する義務は、各市町村の関係機関に第一次的責務がある。

(高齢者3条1項、障害者6条1項)

この規定を根拠に、いかに各自治体ごとに、早期発見のための仕組みをスキームとして確立させるかが重要

※ 特に、早期発見のための相談支援の重要性

通報等をまっしているだけでは、虐待の早期発見にはつながりにくい。周囲の支援者を含め、虐待と気がつかずに行われていることもある。総合的な相談の中から、虐待の兆候を見つけ出し、的確な事実把握から、虐待を発見していく相談支援の専門性が極めて重要

69

通報義務

- 養護者・施設従事者・(障害者は)使用者のいずれについても、何人も、虐待を受けたと思われる者を発見した者は、速やかに、通報する義務が課せられた。
- 虐待を「受けた」ではなく、「受けたと思われる」者を発見した場合である。明確な根拠や証拠は必要ない。
- 高齢者虐待防止法では、「生命身体に重大な危険のおそれがある」かどうかで、通報義務と努力義務にわかれているが、実践的には一律に対応することとしている。

※ 民間協力団体等による早期発見協力義務

70

法の求める虐待対応のスキームを理解する

高齢者・障害者虐待の対応は、通常の介護・福祉支援ケースとは手順は全く異なる

困難ケース(多問題ケース)の対応とも異なる

本人の生命・身体・財産の保護を主眼として、市と地域包括(相談支援事業所)等を中心として、仕組みとして対応するもの

個人の力量や判断で動かない

いわば 虐待防止法に基づく「救急」対応

71

【在宅】の虐待対応の流れ

1 市町村が通報を受理



2 市町村の責任で安全確認と事実確認を行う



3 虐待の認定と緊急性の判断(必要な場合には保護措置をとり)



4 関係機関との個別ケース会議における虐待対応計画



5 各関係機関の役割分担のもと必要な支援と終結へ向けた評価

72

通報窓口とコアメンバーの設置

効果的に虐待についての情報が上がるため、都道府県及び市町村には虐待通報の窓口の設置が義務づけられ、住民に周知することが求められた。



通報受付窓口の設置

+

コアメンバーの編成

地域のどこから相談・通報があっても、それがネットワークを通じて、市町村のコアメンバーに情報が集約され、そこで第一次的な判断がなされるような仕組みづくりと信頼関係の構築 73

虐待認定と緊急性の判断

虐待の事実確認と緊急性に関わる判断(安全確認)を行うことは、市町村の責任(9条1項)

「速やかに」—おおむね通報から48時間以内

どの通報窓口が受け付けたとしても、事実認定と緊急性に関する判断を行うコアメンバーへつなげる仕組

立入調査

- 「高齢者・障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき」は、市町村長は、担当部署の職員に、当該本人の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- また、立入調査を実施する場合、市町村長は、本人の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、当該本人の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならない。

75

虐待対応計画の作成

以上の事実確認と虐待の認定を受けて、これに対するアセスメントと支援方針、具体的な対応内容、役割分担、実施の時期、モニタリングなどを、対応すべきチームにおいて合意して動くことが求められる。

その具体的な主宰をするのは市町村の責任（地域包括支援センターとともに）。

介護事業者などは、その中で、一定の役割分担をし、全体の支援計画にそって、対応に協力していくチームの一員。

76

「やむをえない事由による措置」

分離等における基本的な対応方法(9条2項)

本人の判断能力が十分でなく契約による利用が困難な場合だけでなく、本人が虐待によって畏怖したり、パワーレスになったりして決定することができない場合、一旦分離後に翻意してしまっても連れ帰られるおそれがある場合など、本人の安全保護のために必要な場合に、広く行使されるべき権限。

老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に、それぞれ根拠規定がある。なお、在宅サービスについても利用できる。

77

面会制限

「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市町村長や入所施設の長は、本人保護の観点等から、虐待を行った養護者について、本人との面会を制限することができる。

【面会制限の要否の判断】

- 面会制限は、市町村の判断と責任で行う。
- 本人の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討する。
- 制限する期間を定め、見直す時期を定めておく。

78

成年後見制度の活用

- ◆ 養護者による虐待の場合には、他の親族等の協力を得ることも難しいことが多く、市町村長申立てによる成年後見制度の活用を原則とする。
- ◆ 緊急性が高い場合は、審判前に本人の財産を保全したりするなど、審判前の保全処分を検討することが有効である
- ◆ 成年後見人等の選任によって虐待対応が終了するわけではない。
市町村担当課(チーム)が、選任された成年後見人等と連携を図りながら、本人の自立支援と生活安定に向けた支援を行うことが肝要である。

79

市町村長申立の積極的活用

虐待対応のために成年後見制度を活用する場合は、

本人の「福祉を図るために特に必要があると認める時」の典型例にあたり、

かつ、緊急性が高いため、

2親等内の親族の有無や意向に係わらず、積極的な市町村長申立てが必要であると位置づける運用が望ましい。

(令和3年11月26日付発 各課長通知参照)

80

成年後見制度利用支援事業等の活用

虐待事案の場合には、概ね、専門職後見人等を選任することになるため、報酬助成制度等の整備が不可欠

① 申立費用、後見人等報酬等に対する助成
申立費用・登記印紙代、後見人・保佐人等の報酬等

② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動

81

養護者支援

虐待対応において、虐待のリスクを解消し、本人の「地域で安心して生活する権利」の回復のために必要な支援

現場では、本人を分離をしてしまうと、それに対応が終結したかのように具体的関与が止まってしまう実践が多々見られる。

しかし、養護者支援の責任もまた市町村にあるのであり、支援計画において、本人への支援とは明確に区別して、その計画をたて時間をかけて取組むことが求められる

ただし、虐待対応としては、あくまで本人の虐待リスクの解消に必要な範囲で行うもの

82

厚労省 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（マニュアル）改訂（H30年3月）

平成18年4月に、国の高齢者虐待防止マニュアルである「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」を作成し、各市町村及び都道府県において最低限必要となる業務を挙げるとともに、業務を行うにあたっての留意点を整理した。

より適切な対応を促進する観点から、法施行後の各自治体における高齢者虐待への取組状況その他の制度の運用状況を踏まえ、資料の内容の追補、充実を行い、マニュアルを改訂した。

※ 次年度に向けさらに改定検討中

令和5年3月に、高齢者虐待防止マニュアル(平成30年3月)について、最新の状況を反映するとともに、一層の内容充実を図った改訂が行われました。

83

《事例2》 支援拒否の独居高齢者について

85歳の女性、独り暮らしのAさん。身寄りはない。

最近、Aさんの様子がおかしい。体には不自由なところはないものの、身の回りのこともできなくなり、家の中も荒れている。衣服もいつも同じものを着たり、入浴もできていないようだ。最近では年金の入る通帳からの出し方もわからなくなり、近所の方が助けているが、よく通帳もなくし、出してきたお金もどこかにしまっしまい、大騒ぎで探す。近所の方が盗ったとも言う。地域包括の職員が訪問し、ホームヘルパー等の利用をすすめても、自分は何もおかしくはない、自分でできると、頑なに拒否する。

猛暑の中、全く外に出てこないの心配になって訪問してみたら、衰弱して動けなくなっているのを発見し、市職員と相談して入院させ、とりあえずの通帳や印鑑などを、地域包括支援Cで預かっている。

84

セルフ・ネグレクトへの対応

セルフ・ネグレクトとは・・・

「介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態にある高齢者」(国高齢者マニュアルP6)

障害者についても、これに準じた考え方

セルフ・ネグレクトは、高齢者・障害者虐待防止法の虐待には該当しないが、客観的に本人の権利・利益が侵害されていることには、変わりがない。

85

本人の意思にかかわらず、客観的に支援が必要なセルフ・ネグレクト、すなわち、虐待と同程度のレベルで、本人の生命・身体・財産・尊厳等に危険が生じている場合には、本人の意思決定支援を十分にしていることを前提に、それを超えた積極的な対応が必要。

たとえば、

- ①判断能力が著しく低下している場合
- ②本人の健康状態に影響が出ている場合
- ③本人の財産が散逸されている場合
- ④近隣とのトラブルが深刻で本人や近隣に危害が及ぶ場合

86

① まずは、意思決定支援を中心とした関わりが優先されるべきである。高齢者本人との信頼関係を構築する過程で、本人に働きかけていくことが必要。理解できない行為をしているからといって、判断能力がないと決めつけないことが重要。

なぜ、「支援してほしい」のか？

「支援を受け入れる力を失っている」状態ととらえる

- 必要な支援を求めることができなくなった人
- 必要な支援が生活に入ってくることを受け入れることができなくなった人
- これまでの生活において他者から支援を受け入れた経験がないため、その選択をすることができない人

87

その人らしい「選択・受け入れ」のために、

- 適切な情報提供ができているか
- 不安や恐怖を感じないで、安心・安全な環境の中で決めることができるか
- 自分のことを自分で決定する経験を積むことができるか
- 人と地域とのつながりのために役割や居場所を支援する

ただし、支援拒否をする人には、様々な精神疾患、アルコール依存など問題をかかえる場合も多い。その場合、精神保健や発達障害等の関係機関との連携や医療機関等の専門機関とのネットワークも不可欠。高齢者虐待対応のネットワークの活用も検討する。

88

② しかし、本人の権利や利益のために、本人の意思に反しても、介入が必要になることがある。生命・身体・財産の侵害の危険があり、保護が必要な場合。

老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法は、市町村にそのための権限を付与している。

□ 介護等の生活支援については、老人福祉法上の「やむをえない事由による措置」の積極的活用をはかる。在宅サービスも含めて活用可能。

※ とはいえ、物理的に強制することはできないため本人への説得が必要。

□ 精神上の障害により判断能力が不十分であれば、成年後見制度の市町村長申立を行う。

□ 強制的に医療を受けさせる仕組みはない。精神疾患についてのみ、措置入院や医療保護入院があるが、抑制的・限定的に。 89

以下の資料を参照のこと

厚労省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室長 通知
(老推発0710第2号 平成27年7月10日)

「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」

平成26年度厚労省老人保健健康増進事業

「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書

《事例3》 消費者被害について

親が亡くなってから、独り暮らしをして、父から譲り受けた仕事をしていた兄(50才)がいるのですが、最近しばらくぶりに行くと、小さな工場に、多数の電話機や複合FAX、防犯装置などが次々とつけられ、合計で1000万ほどのリースやローンがつけられていた。

特別支援学校を卒業しているが、これまで支障もなかったのに、特に療育手帳の交付も障害福祉サービスを使ったこともない。

ただ、これまでも簡単に騙されてしまうようで、このリース契約は何とかならないか。

これから同じようなことにならないために、何か手立てはないか。

91

消費者被害の最近の傾向

1 オレオレ詐欺等の特殊詐欺、次々販売等の悪質商法は従来どおり(増加傾向)

2 福祉分野における消費者被害の増加

- 有料老人ホーム・未届施設などの入居一時金返還問題
- 有料老人ホーム、サ高住など高齢者の住まいにおけるトラブル
- 身元保証契約など生前契約におけるトラブル

92

消費者被害が減らない原因

- 1 業者が明確なターゲットにしていること
 - ① 「お金」、「健康」、「孤独」の3つの不安(3K)につけこむ
 - ② 比較のお金を持っている人が多い
 - ③ 判断能力や身体能力が低下
 - ④ 被害者情報の流通、売買

- 2 福祉サービスや生前契約等における消費者被害の特徴
 - ① 本人が人質となり被害を訴えにくい
 - ② 「閉鎖的」「密室」な環境で行われるため、被害を証明することが困難

- 3 被害が潜在化してしまうこと
 - ① 本人の意思・意向(被害を隠す、支援を拒否する等)
 - ② 支援者が消費者被害に適切に対応できないこと
(消費者部門と福祉部門の分離)

93

消費者被害に遭った高齢者が抱える課題

- 消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等により、市町村等の関与を拒否するなど、支援が困難

- 高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登載され、繰り返し被害に遭う可能性が高い。

厚労省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室長 通知（老推発0710第2号 平成27年7月10日）
市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応
について より

94

市町村に求められる取組等

- 必要に応じて、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや地域ケア会議の有効活用
- 判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築
- 各地域の取組事例を参考とする
- 消費者安全法の改正により、地方公共団体が消費者安全確保地域協議会の設置が可能に。
 - ・ 国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等で構成
 - ・ 消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う
 - ・ 見守りの対象者に関する個人情報、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供可能

厚労省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室長 通知（老推発0710第2号 平成27年7月10日）
市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について
より

95

老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使

- やむを得ない事由による措置
特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるとき、市町村長は事実確認を速やかに行い措置
- 医療と介護の総合確保の観点から、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応
- 成年後見制度の市町村長申立
 - ・ 高齢者の判断能力の程度に応じた、市町村長による的確な申立
 - ・ 認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等の選任

厚労省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室長 通知（老推発0710第2号 平成27年7月10日）
市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について
より

96

消費者被害の予防策の重要性

消費者被害への事後救済

クーリングオフや様々な法律による取消権や解除権、契約条項の無効化の規定が整備されてきている

しかし、

- ✓ そもそも高齢者本人が気がつかない、被害だと思わない、支援を拒否する
- ✓ 取消権の根拠となる具体的事実(説明の仕方や不退去の状況など)の再現が難しい
- ✓ 悪徳取引業者の所在不明や資力が乏しいことも多い



高齢者・障害者の消費者被害の予防や早期発見が極めて重要

97

消費者被害の予防

1 情報の提供と共有

- 消費者安全法11条の2による国から地方公共団体に対する情報提供
- 町内会の回覧板、新聞折り込みチラシ(所轄の警察、社協、地域包括、基幹相談センター、自治体等からの情報提供)
- 見守り新鮮情報(国民生活センター)
- 消費者教育(講演・研修、ロールプレイング、寸劇など)

2 撃退ツールの各住居への導入

- 写真、動画撮影ができるインターフォン・ドアフォンの設置
- 迷惑電話チェッカー・モニターの設置
- 悪徳商法撃退ステッカーの貼り付け

など

3 見守りネットワークの構築

見守り → 気づき → つなぐ

4 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用

98

見守りネットワークの構築 (消費者安全確保地域協議会)

平成26年6月の消費者安全法の改正(11条の3)により、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置できることが規定。

地域協議会について、個人情報保護法の例外規定を適用して、「たとえ本人同意が得られない場合」であっても、必要と認められる場合は、地域協議会に個人情報を提供し、必要な関係者間で個人情報を共有して対応に当たることができることと規定している(同法11条の4③)

99

見守りネットワークの効果

その他にも、以下の効果が期待される。

- 消費生活センターへつなぐまでの方法の明確化

見守り活動の中で発見された被害の端緒情報を、ルール(マニュアル等)に従って速やかに消費生活センターにつなぐことができる。

- 被害情報の地域での共有

消費者被害の情報を地域の構成員で共有することで、消費者被害の未然防止と早期発見による被害の拡大防止を図ることができる。

- 見守りリストの作成による効果的な見守り

消費者庁等から入手した地方公共団体内の住民に関する顧客名簿の情報、地方公共団体内の他部署で保有している名簿や消費生活相談により得た情報、見守り等の活動の中で取得した情報を集約し、精度の高い独自のリストを作成することが可能になる。

- 消費者被害の発見から福祉サービスへのつなぎ

介護サービスや成年後見制度、日常生活自立支援事業等、必要な福祉的サービスを受けていない高齢者や障がい者を発見し、サービスにつなぐことができる。

100

福祉部門と消費者部門の連携

1 福祉部門の課題の解決

- ✓ 契約その他についての基本的な法律知識に乏しい
- ✓ 目の前の問題が消費者問題であるという認識が持てない
- ✓ 消費者問題であるとわかって、どこにつないで、どのように対応したらよいかわからない

2 消費者部門の課題の解決

- ✓ お金の取戻しができると「問題解決」「一件落着」と考える傾向
- ✓ 同じような被害を防止するためには、当該高齢者、障がい者が再度同じような被害にあわないよう、福祉分野の支援者につないで、情報を共有する必要があるが、どこにつないだらよいか福祉関係の知識もないし、つなぐしくみも整っていない

101

福祉部門と消費者部門の連携

3 既存のネットワークの活用

- 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク・認知症見守りネットワークなど
- 地域包括支援センターにおける地域ケア会議

4 個人情報の取り扱い

- 個人情報保護法、個人情報保護条例の例外要件の活用
- 改正消費者安全法(2014年)により、自治体の任意で、高齢者及び障がい者など「消費生活上特に配慮を要する消費者」を見守るため、「消費者安全確保地域協議会」の設置が認められ、協議会において平常時から個人情報の共有を許容

102

被害にあった場合の対応

- 各種の取消権等の行使
- 福祉サービスや生前契約などの消費者被害
- 本人の意思・意向への対応

103

各種の取消権等の行使

- 1 クーリングオフ(特定商取引法、割賦販売法など)
- 2 意思能力無効の主張
- 3 民法の意思表示の瑕疵による無効、取消(錯誤、詐欺、強迫)
- 4 成年後見制度による取消権

104

各種の取消権等の行使

5 消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法に規定された各種取消権、解除権

【消費者契約法における取消権】

①不実告知、②断定的判断の提供、③不利益事実の不告知、④不退去による困惑、⑤退去妨害による困惑、⑥加齢等による判断能力の低下の不当な利用など

【消費者契約法における契約条項の無効】

①損害賠償免責条項の無効、②解除権放棄条項の無効、③消費者の後見等のみを理由とする契約解除条項の無効、④損害賠償額の予定に関する不当条項の無効、⑤消費者の利益を一方的に害する条項の無効など

105

各種の取消権等の行使

5 消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法に規定された各種取消権、解除権

【特定商取引法による取消権・解除権】

①不実告知による誤認取消、②事実不告知による誤認取消、③過量販売についての解除権など

6 金融取引関連法(金融商品取引法、保険法などの各業法、金融商品販売法)

判例上、適合性の原則、説明義務違反、断定的判断の提供の禁止等が、不法行為、債務不履行の内容に関するルールとされている

106

福祉サービスや生前契約等における消費者被害への対応

- ◆ 業者や相手方を特定できることが多い
- ◆ 養介護施設従事者虐待、障害者福祉施設従事者等による経済的虐待などに該当すると思われる場合には、速やかに、各市町村や都道府県に通報し、対応を協議する
- ◆ 監督権限を有する市町村、都道府県、省庁、裁判所等に対する情報提供
- ◆ 引き継ぎ当該施設に入居・入所を継続する場合には、お金の返還などの被害回復だけでなく、本人にとって今後の生活・金銭管理などの支援をどのように改善できるのかを慎重に検討

107

セルフ・ネグレクトと消費者被害については、以下の資料を参照

厚労省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室長 通知
(老推発0710第2号 平成27年7月10日)

「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」

平成26年度厚労省老人保健健康増進事業

「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書

平成30年度厚労省老人保健健康増進事業

「自治体の包括的権利擁護体制に関する調査研究」報告書

108

おわりに

権利擁護の支援は、本人の日常生活に普段から接して支援をする身近な支援と、リスクに遭遇した場合等に早期対応による公的介入や、保健医療や法的支援などの専門職による支援が、地域のネットワークに基づき、適切な連携によって行われることが求められる。



成年後見制度の利用促進も、こうした「地域包括ケア」・「地域連携ネットワーク」の一環として、地域の権利擁護の支援のあり方全体の中で位置づけ、組み込まれる必要がある。

109

◇養護者による高齢者虐待類型(例)◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など</p> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※1) など</p> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など</p> <p>④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。) ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させるなど</p> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など</p> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など</p>

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	<p>○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 <p>など</p>
iv 性的虐待	<p>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 <p>など</p>
v 経済的虐待 (※3)	<p>○ 本人の合意なしに(※2)、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 <p>など</p>

(※1) 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

参考：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き, 2011, p5-6. を基に作成。

◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 <p>など</p> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 <p>など</p> <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 <p>など</p> <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 <p>など</p> <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 <p>など</p> <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 <p>など</p> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 <p>など</p>

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等は無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 <p>など</p> <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 <p>など</p> <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 <p>など</p> <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 <p>など</p>
iv 性的虐待	<p>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄つや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄つをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 <p>など</p>

区分	具体的な例
v 経済的虐待	<p>○ 本人の合意なしに^(※2)、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 <p>など</p>

(※1) 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き、中 2012, p5-7. を基に作成。

【参考1】養護者による障害者虐待類型（例）

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる。 など <p>④ 正当な理由のない身体拘束。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱やいすやベッドに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。 など ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
性的虐待	<p>○ あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
心理的虐待	<p>○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
放棄・放置	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 ・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。 など <p>③ 同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置する。</p>
経済的虐待	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 など

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）

区分	
身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
性的虐待	<p>○ あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せない

	ための配慮をしない。 など
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など <p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など <p>④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など <p>⑤ 交換条件の提示</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。 <p>⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動 【具体的な例】 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
放棄・放置	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】 ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】 ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

経済的虐待	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・ 年金や賃金を管理して渡さない。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 本人の財産を無断で運用する。 ・ 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

使用者による障害者虐待類型（例）

区分	
身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ ぶつかって転ばせる。 ・ 刃物や器物で外傷を与える。 ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が苦痛な姿勢や、危険が及ぶ環境での仕事を強要する。 ・ 乱暴に車いすに移乗させる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・ 自分の身体で本人を押さえつけて行動を制限する。 ・ 自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。
性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キス、性器等への接触、性交。 ・ 性的行為を強要する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。など
<p>心理的虐待</p>	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「できないなら辞めろ」「辞めてもらうことになる」「退職届持ってこい」などと言ひ脅す。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・「臭い」「汚い」などと言う。 ・「使えない」「クズ」「無能」「給料泥棒」「何をやらせてもダメ」「じゃま」「頭おかしい」「お前は嫌われている」などと言う。 ・「障害者だからって甘えるな」「支援者がいないと何もできないのか」などと言う。 ・「ブス」などの容姿を侮辱する発言をする。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・体調が悪く休んだことに対し「ずる休みするな」などと言う。 など <p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の社員に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・他の社員に個人情報を言いふらす。 ・本人の意思に反して障害の内容を他の社員に伝える。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の社員にやらせる）。 ・本人の障害から明らかにできない仕事を押し付ける。 など <p>④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が仕事を要求しているにもかかわらず「いそがしい」と言って取り合わない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ どうせできないと決めつけて仕事を与えない。 ・ 本来の仕事ではない、お茶くみや草むしり等の過小な仕事ばかり与える。 など <p>⑤ 交換条件の提示</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「これができたら辞めなくてもいい」「辞めたくないならこれをしなさい」などの交換条件を提示する。 <p>⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無視する。 ・ 本人の意思を無視して、社内の懇親会や行事等に参加させない。 ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 など
放棄・放置	<p>① 必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人にとって危険な状況を改善しない。 ・ 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる。 ・ 障害に配慮しない環境を継続させ、放置する。 など <p>② 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・ 必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など <p>③ 障害者の権利や尊厳を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 ・ 「自分で考えろ」と繰り返し何も対応しない。 など <p>④ 他の労働者による虐待行為を放置すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の社員がからかっている状況を放置する。 ・ 他の社員が悪口を言っているのに注意しない。 ・ 他の社員が無視をしている状況を放置する。 ・ 他の社員が性的な言動をしたことを放置する。 など <p>⑤ その他上記に準ずる行為を行うこと</p>

<p>経済的虐待</p>	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金を払わない。 ・ 決められた給料を払わない。 ・ 給料の支払いを遅らせる。 ・ 不明な金銭を給料から天引きする。 ・ 年金や賃金を管理して渡さない。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 など
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【参考 2】 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所	年齢	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援 法		介護保 険法等	児童福祉法					
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含 む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所			
18 歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)	
18 歳 以上 65 歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者 支援 (市町村)			—	(20 歳まで) ※2	—	【20 歳まで】			—
65 歳 以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—			—

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

※5 令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降、精神科病院については精神保健福祉法の対象となる。